

2 平成22年度の計画実施状況の概要

すべての施策で概ね順調に事業を進めることができました。施策ごとの事業の実施状況の概要は以下のとおりです。

施策1 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障

虐待やいじめがなく子どもの命が守られ、子ども一人一人が尊重されるなど子どもの権利が守られるように、相談体制の充実や相談機関の連携強化を図るとともに、一人の人格を持った人間として子どもが尊重されるよう施策を進めます。

施策の展開	内容	平成22年度の実施状況
○ 子どもの権利を守り生かすことへの支援	子どもの権利を守り、子どもの主体的な社会参加などを促す施策を進めます。	● 「児童相談所」、「ハートフレンドなごや」において、いじめや不登校等の子どもの問題に関する相談に必要なに応じて連携しながら適切に対応しました。また、子どもの社会参画の機会として名古屋開府400年記念事業子ども実行委員会の「まちづくりグループ」が「なごや☆子どもCity2010」を企画・実施しました。
○ 子どもを虐待から守るための支援	子どもの虐待防止の啓発、虐待を社会全体で防ぐ体制の強化、虐待のあった子どもや家庭への支援などの施策を進めます。	● 「西部児童相談所」の開設により、児童相談所を2か所体制とし、身近な地域での相談や迅速な対応ができるよう体制強化しました。また、児童虐待防止を啓発する「オレンジリボンキャンペーン」では、民間企業等との連携を進め、新たに市内のコンビニエンスストアで啓発チラシを配布しました。必要とする人の手元にさらにきめ細やかに情報を届ける広報・啓発のあり方が課題です。
○ 不登校・いじめ等の対策の推進	不登校やいじめなど問題を抱えた子どもの相談、支援などの施策を進めます。	● 「スクールカウンセラー」を全中学校・高等学校に配置し、児童生徒のさまざまな心の問題に対応しました。また、「子ども適応相談センターにおける不登校児への支援」、「不登校対応支援講師の配置」、「ひきこもり・不登校対策事業」により不登校児童対策を推進しました。

施策2 子どもの育ちの支援（その1）

子どもが健康に育ち、豊かな人間性や社会性を身につけ、自己肯定感をはぐくむことができるよう、家庭・地域・幼稚園・保育所や学校等がそれぞれ安全に安心して過ごせる居場所となり、さまざまな遊びや体験ができるよう施策を進めます。また、子どもの育ちの支援にあたっては、将来の社会的自立を念頭に置き、年齢に応じた支援を行えるよう配慮します。

さらに、ニートやひきこもりといった困難を抱えた若者への対応として、関係機関や地域などと連携し、支援することができる体制づくりに努めます。

施策の展開	内容	平成22年度の実施状況
○ 子どもの健康支援	子どもの健康づくり、医療費負担の軽減、医療体制の充実などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「乳幼児健康診査」、「新生児乳児等訪問指導」、「保育所や学校における食育の推進」など、子どもの健康づくりの事業を推進しました。また、「子ども医療費助成」は小学校6年生までの通院、中学校3年生までの入院について助成し、「任意予防接種にかかる費用負担助成」では4種類の予防接種について費用助成を開始しました。「成育医療の取組み」では、西部医療センターの建設工事を完了しました。
○ 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援	子どもの居場所づくり、学び・育ちの支援、さまざまな遊びや体験の推進、安全に過ごせる環境整備などの施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の協力により子どもの居場所や安全・安心の施策の事業を推進するとともに、青少年交流プラザにおいて試行的に「青少年の居場所づくり」に取り組みました。 ● 幼稚園・保育所の教育や保育の質の向上に努めるとともに、全小中学校における「少人数指導の推進」、「基礎学習講座講師の配置」を進め、また、試行的に「発展学習講座の実施」に取り組みなど、子どもの育ちや学びの事業を推進しました。 ● 科学館を事業拠点とした「名古屋少年少女発明クラブの運営」、ほぼ全校での「トワイライトスクールの実施」、「児童館における子どもの育成」、「なごや東山の森づくり」など、さまざまな遊びや体験を推進する事業を推進しました。「子ども会活動への支援」では、単位子ども会数の減少などが課題です。

施策2 子どもの育ちの支援（その2）

施策の展開	内容	平成22年度の実施状況
<p>(前頁の続き)</p> <p>○ 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援</p>	<p>子どもの居場所づくり、学び・育ちの支援、さまざまな遊びや体験の推進、安全に過ごせる環境整備などの施策を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「エコ・フレンドシップ事業などの推進」では、COP10関連事業として「子どもCOP10 あいち・なごや」を行いました。また、「なごやエコキッズの推進」、「なごやエコスクールの推進」など、環境についての学びを進める事業を推進しました。
<p>○ 若者の社会的自立への支援</p>	<p>若者が大人として自立できるような活動の支援や、キャリア教育の推進などの施策を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「青少年交流プラザ」では青少年の社会参画に関わる事業を増やし、参加者も大幅に増加しました。また、来館者も大幅に増加しています。「若年者就労支援事業」においては、ニート等就労困難な若者へのカウンセリングや電話相談等を行うことにより、雇用状況が悪化する中で正規雇用の採用実績が前年度並みを維持するなど若者の社会的自立への支援を推進しましたが、困難を抱える若者への支援体制の充実が課題です。
<p>○ 特に支援を要する子どもの支援</p>	<p>保護を要する子ども、障害のある子ども、外国人の子どもなど特に支援を要する子どもの支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「児童養護施設などの入所児童のケアの充実」では、心理療法職員配置施設を前年度から増やしました。また、「里親委託の推進・里親への支援の充実」では認定及び登録里親数が増加しました。 ● 「障害児の放課後支援」の利用者は、小学生向けの児童デイサービス、中高生向けの障害児デイケア事業とも大幅に増加しましたが、障害児デイケア事業はさらなる実施か所数の増が課題です。 ● 「外国籍の子どもたちのための相談」では前年度に行った「外国人子ども無料教育相談会」から内容を拡充した「外国人の子どもと保護者のための総合相談会」を実施し、参加者が大幅に増加しました。

施策3 子育て家庭の支援（その1）

保護者自身が子育てを楽しみ、子どもと十分に向き合い、子どもの育ちを支えていくことができるよう環境整備することにより、子育ての不安感・負担感や孤立感の軽減に努めます。

施策の展開	内容	平成22年度の実施状況
○ 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	安心して親になるための支援、妊婦への支援や育児の不安等を解消し親として子育てを楽しむことができるための支援などの施策を進めます。	● 「パパママ教室」、「保健所における地域の子育て活動の支援」の子育て教室ではいずれも前年度より大幅に参加者が増加しました。「パパママ教室」ではニーズに合わせて「両親教室」から「共働きカップルのためのパパママ教室」へのシフトが課題です。「妊婦健康診査」では、国が望ましいとする検査項目を4項目追加して実施しました。また、「子どもあんしん電話事業」では従事者を増員し、相談体制を強化して実施しましたが、さらなる強化が課題です。
○ 経済的負担の軽減	子育ての経済的負担を軽減するため、手当の給付や保育サービス等の費用の軽減などの施策を進めます。	● 国の制度により「子ども手当の支給」を行い、「保育料の多子軽減」や「保育料の負担の軽減」により保育料の負担を軽減しました。また、「就学援助」、「私立幼稚園授業料補助」、「市立高等学校入学料などの減免」など就学にかかる負担を軽減しました。
○ 社会全体での子育て支援	地域や事業者などの立場に応じた子育て支援や幼稚園・保育所による支援などの施策を進めます	● 「名古屋のびのび子育てサポート事業」や「なごやつどいの広場事業」では会員数や利用者数が順調に伸びていますが、目標数値達成のためにはさらなる取り組みが必要です。また、「私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業への補助」、「市立幼稚園心の教育推進プランの実施」、「地域子育て支援センター事業」など地域での子育て支援の事業を推進しました。 ● 事業者と連携した支援として「なごや未来っ子応援制度（ぴよか）」や「親学推進協力企業制度」を推進しました。「親学推進協力企業制度」は登録企業が前年度から増加しました。

施策3 子育て家庭の支援（その2）

施策の展開	内容	平成22年度の実施状況
○ 子育てにやさしいまちづくり	子育てしやすい住宅に関する施策や、子育て家庭が安心して外出できる施策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多家族世帯向け住宅入居募集の実施」、「市営住宅における子育て世帯向け住宅入居募集の実施」では募集戸数を前年度より増やすなど、子育てしやすい住宅に関する事業を推進しました。 ● 「公共交通機関等におけるバリアフリーの推進」や「コミュニティ道路の整備」、「道路のバリアフリーの推進」により安心して外出できるまちづくりを推進しました。

施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業者や働く人の意識を変えていくために、市民や企業への働きかけを進めるとともに、保育サービスの充実など仕事と子育ての両立支援を進めます。

施策の展開	内容	平成22年度の実施状況
○ 働き方の見直しに向けた取組みの推進	保護者が安心して、ゆとりを持って子育てできるように支え、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進する施策を進めます。	● 市民を対象とした働き方の見直し等についての講演会や事業者を対象としたワーク・ライフ・バランスのセミナーなどの実施、「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」、「子育て支援企業認定・表彰制度」などの実施により、子育て家庭の仕事と生活の調和を推進しました。
○ 多様な働き方に対応した保育サービスの提供	仕事と子育てを両立できるよう多様な保育サービス施策を進めます。	● 「保育所待機児童解消の取組みの推進」により、保育サービス提供量を計画どおり増やすことができましたが、保育所入所のニーズの増加により、待機児童の約8割をしめる3歳未満児について、平成23年4月1日の数が前年比約2倍となっており、一層の保育サービスの提供が課題です。また、「一時保育事業」、「病児・病後児デイケア事業」の拡充により利用者数は前年度から増加しており多様な保育サービスの事業を推進しました。
○ ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭等自立支援計画に基づき、ひとり親家庭が仕事と生活(子育て)のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援を進めます。	● ひとり親家庭が仕事と生活のバランスがとれた生活を送るための総合的な支援として「ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談の実施」や「母子家庭等自立支援センター事業」等を実施しました。「児童扶養手当」は平成22年8月から対象を父子家庭にも拡大し、「養育費相談の実施」では電話相談に加えて司法書士による面接相談を実施しました。「養育費相談の実施」については、相談にとどまらず、専門家による書類作成等の支援が課題です。